

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
	道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とする。 記載欄
	壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。 記載欄
	敷地内に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを生かした建築物の配置とする。 記載欄
	隣接する建築物の壁面の位置等を考慮する。 記載欄
(2) 高さ・規模	
	周辺の主要な眺望点（道路、河川、公園など）からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る。 記載欄
(3) 形態・意匠・色彩	
	形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく周辺建築物等との調和を図る。 記載欄
	色彩は、別表2に定める色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 記載欄
	屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 記載欄
	建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。 記載欄
(4) 公開空地・外構等	
	隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。 記載欄

敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。

記載欄

緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。

記載欄

周囲の環境に応じた夜間の景観を検討し、周辺の景観に応じた照明を行う。

記載欄

外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--